

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
本館構内防犯カメラ設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年4月1日	パナソニックシステムソリューションズ ジャパン株式会社 東京都中央区銀座 8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、パナソニックシステムネットワークス株式会社が一般競争入札において落札し、平成25年3月19日付で契約を締結し、設置工事を施工した設備の保守点検業務である。なお、同社は平成29年4月1日に事業再編に伴う商号変更を行い、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社として業務を継承している。 本件は、衆議院本館構内の防犯カメラ設備の性能、機能を原状又は運用上支障がない状態まで回復させ、併せて耐久性を向上させることを目的とする。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の保守点検であり、競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、構築時に衆議院独自の要求仕様に合わせて、設計・開発しており、製造者でなくは知り得ない固有技術をもって稼働しているため、保守点検に際しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者が実施する必要がある。 従って、本設備は稼働中の設備であることから、その実施に当たっては限られた期間内、又は非常に短い時間内で、設備全体の使用に支障を来すことなく、安全確実に履行できる者は、本設備を設計・製造し、設置工事を施工した当該相手方以外にはない。 以上の理由によりパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社と随意契約を行うものである。	-	7,040,000	-	-	-
警備用・防災用無線設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年4月1日	スイス通信システム 株式会社 東京都江東区東陽 5-28-6	5040001003497	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、スイス通信システム株式会社が一般競争入札において落札し、平成23年10月31日付で契約を締結し、設置工事を施工した設備の保守点検業務である。 本件は、電波法令の基準に基づき無線設備の機能を常に正常な状態を保持し、かつ、その機能が発揮しうよう適正で計画的な点検を行うとともに、年間を通じ、突発的な障害排除等の即時対応を実施し、安全な警備体制及び防災体制を確保することを目的としている。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の保守点検であり、競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、製造者でなくは知り得ない固有技術をもって制御されているため、点検整備に際して、不具合が発見された場合における臨機の措置は、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者でなければ実施できない。 当該相手方は、本設備の構築の際に実際に施工・設置を実施し、事務総長の代理人として総務省への法定事務手続を代行して本設備の構成等も熟知している。したがって、本契約の目的を安全確実に履行でき、万一の臨機対応が可能なのは当該相手方以外にはない。 以上の理由によりスイス通信システム株式会社と随意契約を行うものである。	-	2,134,000	-	-	-
国家公務員カード等発行管理・入退管理システムの機器等賃貸借(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年4月1日	東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田 練塀町 3	6010401015821	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、平成27年5月22日に一般競争入札を行った「国家公務員カード等発行管理・入退管理システムの構築及び機器等賃貸借」において落札した当該相手方と、同日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は平成31年9月30日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,646,865	-	-	-
令和3年度営繕積算システムRIBC2賃貸借	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年4月1日	一般財団法人建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋 3-25-33	4010405010399	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 (一財)建築コスト管理システム研究所は、公共建築のコスト管理のあり方に関して、経済社会の動向や技術の進展に対応した調査研究及び開発等を行い公共建築のコスト管理システムの近代化を推進することを目的に設立され、公共建築の積算等に関して高度な専門知識を持つ人材を有する研究所である。 同研究所の「営繕積算システムRIBC2」は、各府省庁の統一基準である「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事内訳書標準書式」に基づく積算システムで、特に複合単価においては、毎年行われる標準歩掛りの改定及び市場単価の追加に的確に対応している。また、間違いのない確実な計算及び高い機密性を保持するなど公共建築工事の積算においてその使用に耐えうる性能を有する唯一の積算システムである。 なお、同システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」の意向を基に同研究所が開発し、著作権を有して、システムの賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っている。	-	1,793,440	-	-	-

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
本館第二・第四委員室テレビ中継用カメラ装置一式借入(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年4月1日	パナソニックシステムソリューションズ ジャパン株式会社 東京都中央区銀座 8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、平成21年1月14日に一般競争入札において落札したパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社と、借入期間5年間を前提として、同年1月19日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 なお、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社は、平成25年3月1日付で関連会社を吸収合併し、社名をパナソニックシステムネットワークス株式会社へと変更し、その後、平成29年4月1日に社名をパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社と変更している。 当初契約の借入期間は平成26年2月12日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,242,020	-	-	
分館第十二・第十三委員室テレビ中継用カメラ装置一式賃貸借(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年4月1日	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦 1-2-3	1010001146146	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十二・第十三委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年間を前提として、平成27年9月15日に一般競争入札において落札した当該相手方と、同日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は令和2年1月12日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,203,048	-	-	
分館第十五・第十六委員室テレビ中継用カメラ装置一式借入(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年4月1日	みずほ東芝リース株式会社 東京都港区虎ノ門 1-2-6	4010701026198	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十五・第十六委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年間を前提として、当該相手方と平成23年9月28日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は平成27年11月30日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,887,600	-	-	
通信抑止装置レンタル業務等一式	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年4月1日	株式会社テレ・ポーズ 東京都中央区日本橋 久松町 11-6	9010001182588	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、安全保障に関する特定秘密の漏えい防止を目的に、所定のエリアにおいて通信の抑止を行うものであり、秘匿性の高い業務であることから、平成26年9月12日に指名競争入札により落札した株式会社マクロスジャパンと同日付で契約締結し、機器類の借入を随意契約にて継続してきた。 なお、株式会社マクロスジャパンは、平成29年4月3日に当該相手方を設立し事業譲渡している。 改めて同種業務の受注可能な者についての調査を行った結果、本業務を確実に履行できる者は、当該相手方以外にはないことから、株式会社テレ・ポーズと随意契約を締結することとした。	-	2,904,000	-	-	
平成28年度衆議院LAN用サーバ機器一式借入(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は、平成28年11月28日付契約の「平成28年度衆議院LAN用サーバ機器一式借入」であり、当該相手方と機器等の賃貸借及び保守の契約締結を行った。 原契約の契約期間は4年間となっており、令和3年1月22日に満了を迎えることになったため、同年1月22日に再リース契約を行い、令和3年3月31日まで借入期間を延長している。 本件は、令和3年度も継続使用を行うため、引き続き機器を借入するものであり、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	28,852,293	-	-	
令和2年度衆議院リモートワーク用機器一式調達(令和3年度保守契約)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南 1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は、令和2年10月23日付契約の「令和2年度衆議院リモートワーク用機器一式調達」であり、当該相手方と機器等の調達及び令和2年度末までの保守に関する契約締結を行った。 調達した機器は令和3年度も継続して使用するため、当該機器を安全かつ安定的に使用するに当たっては、保守契約の延長が必須となるため、原契約の相手方と随意契約を行うものである。	-	12,588,840	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
衆議院パソコン等情報端末機器整備業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和3年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院LANには、本院の重要な業務システムが複数稼働しており、また、情報公開や情報収集に用いるインターネット回線が接続されているため、安全で確実な稼働が求められている。本業務は、衆議院LANと接続するパソコン等情報端末機器を、議員の退職及び各会派の異動並びに職員の人事異動等に伴い、設置・移設・撤去等の整備を行うものである。 衆議院LANの安全で確実な稼働のためには、本業務における端末設定において、ADの識別情報や個別アプリケーションの設定、OSやアプリケーションのバッチの適用状況等について、衆議院LAN総運用管理業務(以下「総合業務」という。)におけるネットワークや機器の設定と厳密に整合性を取りながら業務を実施していく必要がある。また、衆議院LANの重要性に鑑み、総合業務では、障害発生時に際し、臨機に措置し、即時対応する事が求められており、本業務にも総合業務との密接な連携が必須となる。 そのため、本院のネットワーク設定やセキュリティ設定及び本院の制度・事情などの制約条件を熟知した総合業務の受託者と同一の者が本業務を実施する必要があり、本業務を確実にかつ安全に履行できる者は、当該相手方以外にはなく、随意契約を行うものである。	-	9,200ほか	-	-	単価契約 3,264千円
衆議院インターネット審議中継システム機器等一式(平成25・27・28年度更改)(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和3年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 原契約として、「衆議院インターネット審議中継システム機器一式(平成25年度更改)」の案件にて、当該相手方と機器等の保守の契約締結を平成25年10月29日付で行った。 上記の保守期間は、平成26年3月31日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再保守を行った。 同じく原契約として「平成27年度衆議院インターネット審議中継システム機器一式借入」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の賃貸借及び保守の契約締結を平成27年10月16日付で行った。 上記の借入期間は、令和元年12月10日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。 同じく原契約として「平成28年度衆議院システム用セキュリティ関連機器一式借入」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の賃貸借の契約締結を平成28年10月14日付で行った。 上記の借入期間は、令和2年12月8日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。 同じく原契約として「平成28年度衆議院インターネット審議中継システム機器一式借入」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の賃貸借の契約締結を平成28年10月25日付で行った。 上記の借入期間は、令和2年12月15日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。 全案件において継続使用を行うため、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで引き続き再リース及び再保守を行う。 令和3年度においても機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	62,642,459	-	-	
特殊電話交換設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和3年4月1日	沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門1-7-12	7010401006126	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、本院構内に設置してある特殊電話交換設備が常に正常な状態を保持し、かつ、その機能を発揮しうよう保守点検を行うものである。 同設備が故障による停止又は重大な機能低下を引き起こした場合の影響に鑑み、遠隔障害監視を行い、迅速な対応を可能としている。 本業務の保守・監視対象となる交換設備は、議員の活動、国会事務、議事運営、警備連絡用等の多用途に使用されており、ひとたび障害が発生すると本院内はもとより、各関係機関に対する影響は大きなものとなる。そのため、適正で計画的な保守点検を実施することにより、その機能を維持するとともに、設備の状態を正しく捉え、障害の発生をできるだけ早期に予知、検知し、適切な保全を行う必要がある。さらには、突発的な故障による停止又は重大な機能低下に対して、必要部材の調達までを含めた、迅速な対応が要求される。これらの対応は、必須の要求である。 本設備は用途別の複数の交換機で構成され、各交換機において本院独自の仕様が施されており、かつ、交換機間・付属機器間での連携制御及び中央制御部等において、製造者特有の性能・機能・固有制御技術も組み込まれており、これら技術的な特殊要素を含めた的確な判断を要求している。 当該相手方は、本業務対象交換機全ての製造者であり、要求仕様の確保、的確な設備診断の確保、迅速性の確保ができ、業務を円滑かつ適切に遂行できる。従って本業務については本設備に精通し、その技術的システムを構築している製造者である当該相手方と契約する必要がある。	-	8,262,100	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
衆議院LAN用機器等バージョンアップ及び職員パソコン新ブラウザ導入業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和3年4月26日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院LAN用機器等の一部に対してセキュリティの向上を目的としたバージョンアップを実施するとともに、職員パソコンに対して新ブラウザの導入を行うものであり、その実施に当たっては、衆議院LAN及び連携する各システムへの影響を最小限に抑えることが必要となる。 また、衆議院LANは、議員の立法活動に資するサービスの提供及び議員を補佐する本院職員の職務遂行に不可欠となっていることから、未然のトラブル防止や障害発生時における迅速な対応及び復旧が必須であり、衆議院LAN及び各システムの構成を総合的に把握し、衆議院LANの運用管理業務とも密接に連携を図ることが求められる。 したがって、本業務は、衆議院LAN及び各システムの構築及び運用を行い、その構成及び設定等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	9,966,000	-	-	
衆議院憲政記念館展示等基本計画原案修正業務	支出負担行為担当官代理 衆議院庶務部長 小林 英樹 東京都千代田区永田町1-7-1	令和3年9月27日	株式会社丹青社 東京都港区港南1-2-70	3010501007440	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、平成30年度から行われている国土交通省による新たな憲政記念館（以下、「新館」）の建物に係る基本・実施設計において、展示室の配置、形状、寸法等が明らかになつたため、令和3年度において、平成30年度委託業務「衆議院憲政記念館展示等基本計画原案策定業務」（以下、「原案策定業務」）で得た展示等基本計画原案（以下、「原案」）を、最新の新館建物実施設計図面等に合わせ検討修正する業務を委託するものである。 当該契約相手方は、全国の主要な歴史系博物館の展示業務に携わった経験等を持つため、本院が実施した原案策定業務の企画競争において候補者となり、平成30年6月、契約者として選定された。平成31年3月、建築設計と条件の素案を取り込んだ原案を提出した。 本契約は、施設の理念及び目的、基本的機能、展示コンセプトや展示手法等を検討した上で策定した原案について、新館建物実施設計の協議を踏まえ修正を行うものである。そのため、25,000点余に及ぶ収蔵資料の調査、教育関係者へのヒアリング等、原案策定業務で得た知見をもとに、新館建物の実施設計協議過程での室配置や室形状の変更を踏まえ、展示の構成・内容・手法等に必要な修正を加え、展示設計業務に向けて展示室のイメージを具現化し、更に精査された展示等基本計画にするものであり、経済性、効率性の観点から履行可能なのは当該契約相手方のみである。 よって、同者と随意契約を締結するものである。	-	6,105,000	-	-	
衆議院インターネット審議中継システム機能増強	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和3年10月8日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院インターネット審議中継システム（以下、「本システム」という。）は、国会審議テレビ中継映像をエンコードすることで、利用者がPC等によってリアルタイムで視聴することを可能とし、あわせて過去の審議映像を利用者の希望に応じて提供するビデオ・オン・デマンド機能も備えたものである。 本業務は、本システムにおける機器の一部を更改するとともに、暗号化通信を用いて安全にコンテンツを閲覧できるようにするための機能改修等を目的としている。その際、従来のサービスレベルを落とすことなく各種機器の設定変更を行うのであるが、その作業範囲は新規及び既存システムが混在しているため、切り替えにおいては互換性・連携性を十分考慮した上で作業を行う必要がある。また、本システムはリアルタイム性が求められることから常時安定した稼働が必須であり、基本的に現行サービスの提供を停止できないため、既設システムの運用を用いながらの検証及び構築並びに移行作業が不可欠である。さらに、万一障害が発生した場合を想定すると、迅速に切り分けを行い短時間で復旧させるためには、十分な経験と技術を有していることが求められる。 したがって、本業務は、本システムの構築を行い、その設計思想、構成及び環境等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	87,340,000	-	-	
衆議院議員用BB利用システム構築業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和3年10月12日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院LANの各システムのうち、衆議院インターネット高速接続回線利用システム（衆議院BB利用システム）及びインターネットシステムの一部等を対象とし、更なるサービスの強化や運用管理の効率化等を図るため、導入する新機器類の設定及びシステム構築を行うものであり、その設計・構築に当たっては、既存のサーバ機器類やシステム等との連携や一元的な管理等を考慮する必要がある。また、BB端末及びセキュリティシステム等を利用して衆議院LANへのリモートアクセスが可能な衆議院LANデータアクセスシステムの様々な機器類やシステム等とも密接に関連しており、トラブルを未然に防止するためには、衆議院LANの運用管理業務とも密に連携を図った上で本業務を実施する必要がある。 さらに、衆議院LANは、国会議員の活動をサポートするためのサービス提供も担っているため、作業に当たり提供サービスを停止することには厳しい制約があり、既存システムへの影響を最小限に抑えつつ、順次切り替えを行うことが求められる。 したがって、本業務は、衆議院LAN及び衆議院LANデータアクセスシステムの構築及び運用を行い、その構成及び設定等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	28,050,000	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和3年度議員用パソコン等情報端末機器整備業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和3年10月19日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院の解散及び総選挙に伴う議員事務室の入替え及び会派控室の変更等を受けて、設置している議員用パソコン及び議員用プリンタの撤去、データ消去及び設定、設置並びに衆議院LAN用サーバにおける各種設定変更等の作業を効率的かつ確実にを行うことにより、議員事務室等における議員用パソコン等情報端末機器の利用環境を迅速に整備するものである。 本院が議員事務室等に設置するパソコンは、衆議院LANに接続して議事運営関係及び立法調査関係等に関する情報収集を行うことが可能となっており、議員の国政調査活動及び立法活動に不可欠なものとなっている。このため、特別国会召集日を目的に限られた期間の中で撤去と設置を行う必要がある。さらに、各端末に対してネットワーク及びセキュリティ等の高度な設定が必要となるため、衆議院LANの設計思想及び各システム並びに運用管理を熟知していることが必須となる。 したがって、本業務を短期間で効率的かつ確実に履行でき、衆議院LANの構築及び運用を行い、その構成及び設定等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	9,200ほか	-	-	単価契約 30,048千円
令和3年度議員用パソコン等情報端末機器整備業務に係る支援業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和3年10月19日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南1-9-1	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院の解散及び総選挙に伴う令和3年度議員用パソコン等情報端末機器整備業務(以下「整備業務」という。)の実施に当たり、同業務の効率的かつ確実な遂行を実現するため、議員用パソコン等情報端末機器及び衆議院LAN用サーバに関する各種作業の手順策定、議員事務室等との連絡調整並びに現場事務所の設営等を行うものである。 本院が議員事務室等に設置するパソコンは、議員の国政調査活動及び立法活動に不可欠なものとなっているため、特別国会召集日を目的に限られた期間の中で確実に端末の撤去及び設置を行う必要がある。ここ数回の衆議院総選挙においても、特別国会召集日までの10日間程度で、150室程度の撤去及び設置を実施しており、整備業務の効率的かつ確実な遂行には、作業手順をはじめとする各種業務のフローの策定が不可欠である。さらに、整備業務では衆議院LAN用サーバの各種設定変更も実施するため、衆議院LANの設計思想及び各システムに対する知見や、別契約となる「衆議院LAN総合運用管理業務」との密接な連携も必須となる。 したがって、整備業務の短期間での効率的かつ確実な業務遂行に資することができ、本業務を的確に履行するためには、衆議院LANの構築及び運用を行い、その構成及び設定等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	29,480,000	-	-	
総選挙に伴う議員登院表示設備基礎データ修正及び仮設置	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和3年10月21日	ジャト一株式会社 東京都港区浜松町2-7-19	6120001072913	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、第49回総選挙に伴い議員登院表示設備の議員登院情報の基礎データ(登録議員名等)の修正を行うとともに、特別国会召集日に議事堂中央玄関において、召集受付に供するため議員登院表示盤の仮設置を実施し、受付終了後、再び現状に撤収する作業である。 仮設置における万一の事故に対する迅速な対応、部材等の調達及び仮設置撤収後の総合調整等を行う必要がある。 また、総選挙日から召集日までの期間が極めて短時間であることが想定され、本設備を熟知した者以外が本業務を行うことは不可能である。 したがって、本業務の要求性能の確保、システム全体との協調、信頼性及び適切な運用と維持管理を確保し、運用管理面での整合性を損なうことなく、かつ、設備の運用上、長時間の機能停止が不可能であるため作業時間の短縮も必要条件であり、円滑な契約の履行を実施するためには、本設備保守点検の契約相手方である当該業者と契約する必要がある。	-	1,320,000	-	-	
総選挙に伴う議員事務室通信設備点検整備	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和3年11月4日	株式会社ハリマビステム 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1	6020001024214	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、議員事務室に設置している通信設備(ボタン電話装置)について、総選挙による議員の異動に伴う撤去、データ消去及び設定・設置、配線などの作業を行い、議員事務室等における通信設備の利用環境を整備することを目的とするものである。 本院が提供する通信設備は、議員事務室において国政調査活動等に日々活用されていることから、総選挙に伴って新たに登院する議員の議員事務室には、直ちにこれを設置し、速やかに通信設備を利用できる環境を整備するため、出来るだけすみやかに作業を開始し、かつ短期間で作業を終了させ議事運営への支障を最低限に抑える必要がある。そのため、極めて窮屈な日程の中で相当量の作業を行うことは避けられず、実施に当たっては、議員会館における通信設備の構成や運用形態及び特性や利用環境を熟知している者でなければ到底なし得ない。 また、体制検討を行うに当たり、関連する業務との連絡を確立すること等を求めていることから、議員会館の運営業務として契約している「衆議院議員会館維持管理・運営事業(第二期)」との連携は必須である。 以上の諸条件を満たし、本業務を短期間に安全かつ確実に履行できる者は、設備設置当初からこれらのシステムの、維持管理業務を行っている当該業者以外にはなく、随意契約を行うものである。	-	3,300,000	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考	
衆議院無線LANシステム議員会館外設置運用業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年11月9日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町 2-3-1	7010001064648	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院無線LANシステムとして、衆議院本館、分館、第一議員会館、第二議員会館、第二別館に通信事業者を問わない無線LAN環境を整備し、議会運営に係る調査等を行う利用者を対象にインターネット接続環境を提供し、利便性の向上を図るとともに、緊急時においても有効に活用できる通信手段を確保するものであるが、今般新たに第一議員会館、第二議員会館、第二別館の会議室等へ拡充を行うものである。 その拡充に当たっては、同システムへの接続方式が一部独自に開発されているほか、本院専用の設定を行っており、本院独自のパスワードやID管理にてセキュリティと利便性を両立させているため、それらを考慮しながら品質基準を満たす必要がある。 また、同システムは平成28年度から当該相手方と機器を含むシステム及び回線の提供並びに管理・保守運用を一式として契約しているが、無線LAN環境の拡充計画の策定や、不正利用の監視のために、接続状況や通信ログの監視・管理報告、セキュリティ確保のための一定頻度におけるパスワードの変更等も併せて行っている。 さらに、同システムにおいて、保守運用体制は24時間365日の窓口対応を要求しており、あらゆる障害・問い合わせについて一元化している。これにより、障害等でも迅速な事態収束を行い、再発防止策を講じる事で、利用者へのサービス品質を向上させているとともに、接続可能なサポート体制が確保されている。 なお、令和2年11月24日、議院運営委員会理事会決定「ICT活用の推進等に関する申合せ」において、事務局に対しWi-Fi環境の整備促進の指示がなされたことから、本業務においても速やかな実施が求められているところである。 以上の理由により、本業務は、同システムの構築及び管理・保守・監視を行い、その構成及び設定等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	10,898,250	-	-	-	
衆議院国家公務員カード(1次及び2次発行済みカード)の調達	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年11月10日	富士電機ITソリューション株式会社 東京都千代田区外神田 6-15-12	9010001087242	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院国家公務員カード等発行管理・入退管理システムは、平成27年5月22日に東京センチュリーリース㈱と賃貸借契約を締結し、下請負契約を承認した㈱富士通マーケティングが本院の独自仕様を実装して構築したシステムを使用している。なお、㈱富士通マーケティングは令和2年10月1日付で関連会社を吸収合併し、社名を富士通JAPAN株式会社へと変更し、その後、令和3年7月に富士通グループの大規模再編がおこなわれ、ICカード調達における本院担当をグループ関連会社である、富士電機ITソリューション㈱が引き継ぐと連絡があった。 本業務で調達する衆議院国家公務員カード(1次及び2次発行済みカード)は当該システムにおいて制御できる唯一のカードであり、かつ当該システムは入退管理のセキュリティ上第三者に技術情報を開示することはできない。 したがって、衆議院国家公務員カード(1次及び2次発行済みカード)の調達をするためには、衆議院国家公務員カード等発行管理・入退管理システムを構築した富士通JAPAN㈱から、技術的な体制を移管された富士電機ITソリューション㈱と契約する必要がある。	-	11,990,000	-	-		
議長公邸防犯カメラ設備点検整備	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年11月30日	NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽 2-6-1	6010001135680	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件はNECネットエスアイ株式会社が一般競争入札において落札、平成27年11月13日付で契約を締結し、設置工事を施工した設備の点検整備業務である。 本件は、対象設備の性能、機能を原状または運用上支障がない状態まで回復させ、併せて耐久性を向上させることを目的とし、実施するものである。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の点検整備であり、競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、構築時に衆議院独自の要求仕様に合わせて、設計・開発しており、製造者でなく予ては知り得ない固有技術をもって稼働しているため、保守点検に際しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者が実施する必要がある。 従って、本設備は稼働中の設備であることから、その実施に当たっては限られた期間内、又は非常に短い時間の中で、設備全体の使用に支障を来たすことなく、安全確実に履行できる者は、本設備を設計・製造し、設置工事を施工した当該相手方以外にはない。	-	2,332,000	-	-		
平成29年度衆議院LAN用サーバ機器一式借入(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年12月3日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は、平成29年10月10日付契約の「平成29年度衆議院LAN用サーバ機器一式借入」であり、当該相手方と機器等の賃貸借及び保守の契約締結を行った。原契約の契約期間は4年間となっており、令和3年12月4日に満了する。 本件は、今年度末まで継続使用を行うため、引き続き機器を借入するものであり、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	23,150,371	-	-		

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
衆議院LANシステムの機能増強	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年12月9日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院LANの基幹部分を構成する衆議院LANデータアクセスシステムの機能を増強するものであり、その設計・構築に当たっては、既存のサーバ機器類やシステム等との連携や一元的な管理等を考慮する必要がある。また、衆議院LANデータアクセスは、衆議院LAN用パソコンやセキュリティシステム等、衆議院LANを構成する様々な機器類やシステム等とも密接に関連しており、トラブルを未然に防止するためには、衆議院LANの運用管理業務とも密に連携を図った上で本業務を実施する必要がある。 さらに、衆議院LANは、国会議員の活動をサポートするためのサービス提供も担っているため、作業に当たり提供サービスを停止することには厳しい制約があり、既存システムへの影響を最小限に抑えつつ、順次切り替えを行うことが求められる。 したがって、本業務は、衆議院LAN及び衆議院LANデータアクセスシステムの構築及び運用を行い、その構成及び設定等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	149,600,000	-	-	
衆議院LAN用議員端末設計等業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和3年12月27日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院LANに接続する議員事務室用及び会派控室等用のパーソナルコンピュータ(以下「議員パソコン」という。)及びプリンタ(以下「議員プリンタ」という。)の更改並びにNASの新規導入に向け、新議員パソコンの設計及びマスター機の作成並びに新議員プリンタ及びNASの設計等を行うものである。 議員パソコン及び議員プリンタの設計は、衆議院LANを通じた電子メールや情報提供サービスの利用に当たり本院各サーバへの接続するための設定や、インストールするソフトウェアのパラメータ等の検証及び決定を行うものであり、両機器が本院環境下において安定的に稼働するためには、本院が既に構築・運用を行っているサーバとの連携を考慮することが不可欠である。 また、今次更改では、議員パソコンの一部外部持出しを認めることになるため、従来にも増して議員パソコンのセキュリティ確保を求められるが、その実現には本院セキュリティシステムとの密接な連携が必須である。 したがって、本業務は、衆議院LAN及び各システムの構築及び運用を行い、その構成及び設定等を熟知した上で、本院のシステムセキュリティに関する設計思想を十分に理解した当該業者が実施する必要がある。	-	38,170,000	-	-	
衆議院インターネット審議中継システム用サーバ等機能増強	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年1月17日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院インターネット審議中継システム(以下、「本システム」という。)は、国会審議テレビ中継映像をエンコードすることで、利用者がPC等によってリアルタイムで視聴することを可能とし、あわせて過去の審議映像を利用者の希望に応じて提供するビデオ・オン・デマンド機能も備えたものである。 本業務は、本システムにおける機器の一部を更改するとともに、暗号化通信を用いて安全にコンテンツを閲覧できるようにするための機能改修等を目的としている。その際、従来のサービスレベルを落とすことなく各種機器の設定変更を行うのであるが、その作業範囲は新規及び既存システムが混在しているため、切り替えにおいては互換性・連携性を十分考慮した上で作業を行う必要がある。また、本システムはリアルタイム性が求められることから常時安定した稼働が必須であり、基本的に現行サービスの提供を停止できないため、既設システムの運用を行いながらの検証及び構築並びに移行作業が不可欠である。さらに、万一障害が発生した場合を想定すると、迅速に切り分けを行い短時間で復旧させるためには、十分な経験と技術を有していることが求められる。 したがって、本業務は、本システムの構築を行い、その設計思想、構成及び環境等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	68,200,000	-	-	
分館第十一・第十四委員室テレビ中継用カメラ装置一式賃貸借(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和4年1月31日	リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾 井町4-1	7010601037788	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十一・第十四委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年を前提として、平成29年9月22日に一般競争入札において落札した当該相手方と、同日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は令和4年1月31日をもって終了するが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,496,000	-	-	